

平成24年3月23日（金曜日）午後2時17分 開 議

●議事日程第1日 3月23日（金曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 議案第1号 平成23年度飯塚地区消防組合補正予算（第2号）

第5 平成24年度施政方針

第6 議案の提案理由の説明及び議案に対する質疑、討論、採決

議案第2号 平成24年度飯塚地区消防組合予算

議案第3号 飯塚地区消防組合個人情報保護条例及び飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第4号 飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 飯塚地区消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例

議案第7号 飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

議案第8号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第9号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第7 一般質問

第8 署名議員の指名

第9 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 1 7 分 開会

○議長（兼本 鉄夫）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 2 4 年第 1 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、3 月 2 3 日、一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、3 月 2 3 日、一日と決定いたしました。

行政報告に入ります。

組合長の行政報告をお願いいたします。

齊藤 組合長

◎組合長（齊藤 守史）

本日、平成 2 4 年第 1 回消防組合議会定例会を招集するに当たり、昨年 1 2 月の定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における平成 2 3 年中の火災、救急等の発生状況について報告いたします。

火災件数は、7 6 件でこのうち建物火災 3 7 件、同焼損面積 1, 4 4 2 平方メートル、建物火災の損害額は 6, 9 9 4 万 9 千円となっており、死傷者については死者 2 人、負傷者 3 人となっております。

これを前年と比較しますと、建物火災件数 1 8 件、同焼損面積 7 7 4 平方メートル、火災損害額 5, 4 1 5 万 7 千円、死者 1 人及び負傷者 6 人の減となっております。

これは、住宅用火災警報器の設置推進等の効果の現れと考えております。

次に、救急出場件数は 9, 4 4 8 件、救急搬送人員は 8, 6 9 0 人となっております。

これを前年と比較しますと、救急出場件数で 3 0 7 件、救急搬送人員で 2 2 6 人の減となっております。

次に、救助出動件数は 9 8 件で前年と比較し 2 8 件の減となっております。

以上が管内における平成 2 3 年中の火災、救急等の発生状況であります。今後とも火災の予防、警防並びに諸災害の防除に全力を傾注してまいり所存であります。

次に、事務事業の進捗状況につきましては、全国一斉の文化財防火デー行事の一環として、管内 3 ヶ所の文化財等で総合訓練を実施したほか、1 0 ヶ所の文化財防火査察を行い、貴重な国民的財産等の防火点検並びに防火意識の高揚に努めたほか、火災予防広報につきましては、組管内の小学校六年生を対象にした防火ポスターコンクールを実施し、管内の 3 6 校から 1, 5 0 2 作品の応募を受けましたので、飯塚美術協会のご協力を得て、6

2点の入選作品を決定いたしました。なお、最優秀作品1点については、飯塚地区消防組合のオリジナル防火ポスターとして作成し、管内事業所等に配布するほか、入選作品については、3月1日から3月7日までイオン穂波ショッピングセンターにおいて、防火ポスター展を開催いたしました。

次に、消防車両等の整備につきましては、水槽付消防ポンプ自動車が、3月14日に納車されましたので、同日桂川消防署に配置いたしました。

以上が昨年12月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

これより本消防組合議会に提案申し上げます案件は、平成23年度補正予算議案1件、平成24年度当初予算議案1件、条例議案6件、人事議案1件、報告議案1件であります。

議案の内容は、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申しあげまして行政報告を終わります。

○議長（兼本 鉄夫）

議案第1号平成23年度飯塚地区消防組合補正予算第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

和田 消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第1号平成23年度飯塚地区消防組合補正予算第2号の提案理由をご説明申し上げます。お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,733万8千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、予算書2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、補正の内容についてご説明申し上げます。予算書の4ページを開き願います。

2歳入、1款分担金及び負担金1項1目組合費負担金50万5千の減は、基準財政需要額消防費単位費用の積算基礎数値が確定したことにより、組合費負担金の算定基礎となっております消防費単位費用の常備分単位費用が、第1号補正予算時の暫定値10,072円から10,070円に2円減額となったことによるものでございます。各市、町ごとの補正額の内訳は、右説明覧に記載のとおりです。

次に、3.歳出についてご説明申し上げます。

3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、説明欄記載の共済組合負担金1,336万3千円の増につきましては、共済組合負担金の長期公的負担率が、1,000分の29から1,000分の38.5に1,000分の9.5、率にして32.8パーセント引き上げられたことによるものでございます。

2目消防施設費、25節積立金、説明欄記載の消防施設整備基金積立金1,386万8千の減につきましては、財源調整のため減ずるものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号平成23年度飯塚地区消防組合補正予算第2号を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、平成24年度施政方針の説明を求めます。

齊藤 組合長

◎組合長（齊藤 守史）

平成24年度予算案を提出するにあたり、施策に対する基本方針と予算の概要について申し述べ、議員各位のご協力とご理解を得たいと存じます。

景気の動向は依然として改善の兆しが見えず、今後も税収の大幅な減収が見込まれるなど、国及び地方公共団体の財政事情は、非常に厳しい情勢となっております。

また、行政制度や税財源のあり方についても今後大きな変革が予想されるなど、地方交付税を財政基盤とする消防組合にとりましても厳しいものがあります。

しかしながら、消防の第一の使命である住民の生命、身体及び財産を守り、安全安心な地域社会を目指す努力は変わるものではないと考えます。

従いまして、平成24年度の予算編成にあたっては、事務事業の全般にわたってその必要性、緊急性等について厳しく取捨選択を行い編成いたしました。

このような方針に基づき平成24年度予算の総額は、27億2,649万4千円で平成23年度と比較しますと8,553万2千円の増となっております。

まず、歳入の主なもの、各市町から分賦していただきます分担金及び負担金25億3,616万9千円、構成比93.02%であります。

次に、歳出の主なものは、人件費 18 億 9,098 万 4 千円、構成比 69.36%、物件費 1 億 5,426 万 3 千円、構成比 5.66% 及び投資的経費 6 億 5,757 万 9 千円、構成比 24.12% 等であります。その他財政の弾力的運用が図られるよう調整的なものとして 300 万円を予備費に留保計上いたしました。

次に、主な施策の概要について申し述べます。

第 1 に、飯塚地区消防組合基本計画の策定についてであります。

消防組合発足時に建築した署所については、建築後 40 年以上を経過し、建替えの時期が来ております。

また、管内の市町の構成状況、地勢、道路事情、建築物の構造等も大きく変化していることから、今後、地域住民の生命、身体及び財産を守るという使命を確実に遂行し、消防行政を効率よく運営していくためには、現在の地域情勢に適応した消防防災体制整備の基本計画の策定が重要となっております。

そこで、平成 24 年度中に、今後 10 年間を見通した飯塚地区消防組合基本計画を策定して参ります。

第 2 に、消防防災体制の強化についてであります。

近年の災害は、大規模、複雑化する傾向にあり、予想もしない災害が発生し、大きな被害をもたらすことが危惧されております。

このような各種災害に迅速、的確に対処するため、消防車両等整備計画に基づき、老朽化した指令装置を高機能消防指令機器に更新するとともに、稲築派出所配置の水槽付消防ポンプ自動車及び山田消防署配置の高規格救急車を最新鋭の車両に買い替え、設備・車両の強化を図るほか、平成 25 年度に整備を計画いたしております消防救急無線のデジタル化につきましては、実施設計を行い、整備に向けて着実に計画を進めて参ります。

また、緊急消防援助隊の九州ブロック訓練及び福岡県消防相互応援協定による合同訓練等への参加を通じて消防機関相互の広域応援体制の連携を図るとともに、地域の消防防災組織の中核である消防団との協力体制の一層の強化に努めて参ります。

第 3 に、救急業務の高度化についてであります。

救急業務での救命効果の向上を図るため、平成 24 年度より、庄内派出所に救急救命士を配置することといたしております。

また、年次計画に基づき救急救命東京研修所及び九州研修所の救急救命士養成課程にそれぞれ 1 名及び福岡県消防学校の救急科程に 4 名を入校させるとともに、救急救命士 9 名の再教育及び 1 名の気管挿管実習として 1 カ月の病院内研修を実施し、救急隊員の資質の向上を図るほか、医療機関等との密接な連携に努め、救急業務の高度化に積極的に取り組んで参ります。

第 4 に、住宅防火対策の推進についてであります。

全国的に住宅火災の犠牲者は、毎年 1,000 人を超える高い水準で推移しており、このうち約 6 割が 65 歳以上の高齢者であることから、今後、高齢化の進展に伴い、さらに増加する

ことが懸念されております。

この住宅火災による犠牲者の減少に向け、一般住宅及び一人暮らし高齢者の防火査察を通じて、住宅防火意識の普及啓発に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置推進及び高齢者等の災害弱者に配慮した住宅防火対策を、各市町の担当部局及び関係機関と密接に連携を取りながら進めて参ります。

以上、施策の概要と所信の一端を述べ審議の参考に供し、重ねて議員の皆様のご協力をお願いする次第であります。

○議長（兼本 鉄夫）

議案第2号平成24年度飯塚地区消防組合予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

和田消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第2号平成24年度飯塚地区消防組合予算の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお開き願います。

まず、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ27億2,649万4千円で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によることといたしております。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億3千万円といたしております。

6ページをお開き願います。

それでは、2歳入からその主なものについて、ご説明いたします。

まず、1款分担金及び負担金、1項1目組合費負担金25億3,616万9千円は、平成23年度の地方交付税消防費を基礎に、飯塚市、嘉麻市、桂川町とも100%の負担率で算出した額を計上いたしております。前年度当初比1億272万5千円の減となっておりますが、この減の主な理由は、平成22年の国勢調査において管内の人口が5,853人減となったこと及び平成23年度の地方交付税消防費で単位費用が11,400円から11,200円に引き下げられたことによるものでございます。

各市町ごとの組合費負担金の内訳は、説明欄記載のとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目総務使用料及び2項1目消防手数料は、ほぼ前年と同額を計上いたしております。

次に、7ページ3款財産収入、1項1目利子及び配当金は、説明欄記載の各種基金の運用利子を計上いたしております。

次に、4款繰入金、1項1目消防施設整備基金繰入金、1億7,756万2千円は、歳出の

3款1項2目消防施設費15節工事請負費に計上の高機能消防指令センター総合整備工事に充当するため繰り入れを行うものでございます。

8ページをお開き願います。

次に、6款諸収入、2項1目雑入は、前年度と同額の9万円を計上いたしております。

次に、7款組合債、1項1目消防債、説明欄、消防・救急無線デジタル化整備事業債1,080万円は、歳出の3款1項2目消防施設費13節委託料に計上の消防・救急無線デジタル化整備実施設計委託料1,200万円に充当するため、その事業費の90%を防災対策事業債として起債いたすものでありますが、この起債額及び一般財源額につきましては、償還時に地方交付税及び財団法人福岡県市町村振興協会からの助成金で補填されることとなっております。なお、平成25年度に整備を計画いたしております消防・救急無線のデジタル化本体工事におきましても、同様の措置を受けられることが決定いたしております。

以上が、歳入予算の主なものでございます。

次に、9ページ以下、3.歳出についてご説明申し上げます。

まず、1款議会費は、前年度と同額の32万3千円を計上いたしております。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費2,002万1千円のうち1節報酬は、前年度比7万2千円の増となっております。これは、説明欄、審議会等委員報酬の増によるものでございます。

2節給料から10節交際費までは前年度と同額を計上いたしております。

次に、11節需要費、説明欄印刷製本費につきましては、前年度比120万円の減となっておりますが、これは、13節委託料において例規データベース構築委託料を計上したことによる例規集の差替費用減によるものでございます。

次に、12節役務費は、ほぼ前年度並みの336万円を計上いたしております。

次に、13節委託料は、1,184万7千円を計上いたしておりますが、本年度は、例規をデータベース化し、消防本部のホームページ上に公開するとともに業務上においてもパソコンで簡単に確認できる体制を構築するために、説明欄記載の例規データベース構築委託料180万8千円及びホームページ更新委託料105万円を計上いたしております。

10ページをお開き願います。

次に、14節使用料及び賃借料並びに19節負担金補助及び交付金は、前年度並を計上いたしております。

次に、25節積立金は、歳入でご説明いたしました財政調整基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、2項1目監査委員費、10万2千円は、前年度と同額を計上いたしております。

次に、3款消防費、1項1目、常備消防費、20億5,683万8千円のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び7節賃金の合計額17億3,084万6千円は消防職員238名内、再任用職員7名及び臨時職員2名の人件費でございます。前年度の人件費の額17億

4, 125万円と比べ1,040万4千円の減となっておりますが、この理由は、退職者と新規採用者の新陳代謝及び再任用職員の増によるものでございます。

次に、8節報償費は、ほぼ前年度並みでございます。

次に、9節旅費、329万6千円は、各種講習会及び会議等への旅費並びに消防大学校、救急救命東京研修所、九州研修所及び福岡県消防学校での研修に要する旅費でございます。

次に、11節需用費は、燃料費が燃料単価の増により前年比101万円の増となっておりますが、修繕料等他の費目の減との差引で前年度比25万9千円増の7,875万1千円を計上いたしております。

12ページをお開き願います。

次に、12節役務費は、前年度比91万1千円減の1,784万4千円を計上いたしておりますが、この減の主な理由は、通信運搬費及び諸手数料の減によるものでございます。

次に、13節委託料は、前年度比425万5千円減の1,293万4千円を計上いたしておりますが、この減の理由は、消防・救急無線デジタル化整備基本設計委託料の減によるものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料358万円は、前年度比49万6千円の増となっておりますが、この理由は、消防業務支援動画配信システムライセンス使用料、訓練資材借上料及び隔年で実施しております幼年消防ふれあい祭り用の広報資材借上料の増によるものでございます。

次に、15節工事請負費、1,253万円は、潁田派出所浄化槽設置工事等の職場環境改善事業に要する経費1,128万円及び飯塚消防署訓練施設改修工事125万円を計上いたしております。

次に、18節備品購入費2,383万円は、前年度比381万2千円の増となっておりますが、この主な理由は、火災現場で使用する署活系超短波無線機55台の購入に伴う超短波無線機購入費の増によるものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金、説明欄記載の退職手当組合負担金1億5,464万9千円は、消防吏員231名分の給料に1,000分の180の負担率を乗じて算出した額を計上いたしております。同説明欄、研修負担金842万9千円は旅費で説明いたしました、消防大学校、救急救命東京研修所、九州研修所及び福岡県消防学校等での研修に要する負担金でございます。

14ページをお開きねがいます。

次に、2目消防施設費、13節委託料、1,840万円には、歳入の消防債でご説明いたしました説明欄記載の消防救急無線デジタル化整備実施設計委託料のほか高機能消防指令センター総合整備工事施工管理委託料を計上いたしております。

次に、15節工事請負費説明欄、高機能消防指令センター総合整備工事、5億4,514万9千円につきましては、歳入の繰入金でご説明いたしましたが、消防車両等年度別整備計画に基づき設置後11年更新完了時12年を経過し、老朽化した指令台を更新するため整備費用を



計上いたしましたものでございます。

次に、18節備品購入費、8,150万円は、消防車両等年度別整備計画に基づき更新いたします稲築派出所配置の水槽付消防ポンプ自動車及び山田消防署配置の高規格救急自動車の整備費を計上いたしましたものでございます。

次に、25節積立金99万8千円は、消防施設整備基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、4款公債費16万3千円は、一時借入金の利子を計上いたしております。

次に、5款予備費につきましては、予備的費用として前年度同額の300万円を計上いたしております。

以上が、歳出予算の主なものでございます。

15ページ以下の債務負担行為の支出予定額等に関する調書及び給与費明細書につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、平成24年度飯塚地区消防組合当初予算の概要説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号平成24年度飯塚地区消防組合予算を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第3号飯塚地区消防組合個人情報保護条例及び飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第3号飯塚地区消防組合個人情報保護条例及び飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保

護審査会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、個人情報の漏えいについて行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に準じて罰則の対象行為・対象者の見直しを行い、罰則を強化するため提出するものであります。

改正の内容は、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の3ページをお開き願います。

第1条関係、飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部改正についてであります。目次は、改正の条文に併せて新たに第9章を加えるものでございます。

次に、第12条につきましては、文言の整理でございます。

次に、第36条は、実施機関の職員若しくは職員であった者、受託者において受託した事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む、を提供したときの罰則を定めたもので、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしております。

次に、議案書の4ページ、第37条につきましては、第36条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則を定めたもので、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとしております。

第38条につきましては、実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図書、写真、フィルム、テープその他の電磁的記録を収集したときの罰則を定めたもので、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとしております。

次に、第39条については、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者の罰則を定めたもので、5万円以下の過料に処することとしております。

次に、議案書の5ページ第2条関係飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、第17条で規定されていた3万円以下の罰金を1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に改正するものでございます。

附則におきましてこの条例は、平成24年4月1日から施行いたしますこととしております。

以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号飯塚地区消防組合個人情報保護条例及び飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第4号飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長

◎消防長(和田 幸和)

議案第4号飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

議案書の6ページをお開き願います。

本案は、地方公務員災害補償法、昭和40年法律第121号の改正に伴い、関係規定を整備するため提出するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で、ご説明いたします。議案書7ページをご覧ください。

第10条の2で規定する介護補償について、介護補償を行わない場合は、従来は、第2号で身体障害者福祉法、昭和24年法律283号、第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として組合長が定めるものに入所している場合と規定しておりましたが、今回、障害者自立支援法、平成17年法律123号、第5条第12項に規定する障害者支援施設に改められたため、改正を行うものであります。

第2号において、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所している場合、同条第7項に規定する生活介護を受けている場合に限る、に第3号において、障害者支援施設、生活介護を行うものに限るに準ずる施設として組合長が定めるものに入所している場合に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は、平成24年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第5号飯塚地区消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第5号飯塚地区消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審議会等の委員の報酬額について改正を行うため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照でご説明いたします。9ページをご覧ください。

別表中、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審議会等の委員の報酬について、日額1,600円を3,200円に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は、平成24年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号飯塚地区消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第6号飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長

◎消防長(和田 幸和)

議案第6号飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例について、提案理由をご説明いたします。

本案は、飯塚地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例を廃止し、その内容を飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例に盛り込み、管理職員特別勤務手当の支給に関する条文を整備するため提出するものであります。

議案書の10ページをお開き願います。

第1条趣旨から21ページ第24条勤務1時間当たりの給与額の算出につきましては、文言及び条文等を整理しているところはございますが、内容については、改正前の飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例と全く同じでございます。

議案書の21ページをお開き願います。上から7行目ですが、第25条管理職員特別勤務手当につきましては、昨年の東日本大震災を受け、大規模災害等が発生した場合に、管理又は監督の地位にある職員も長期に渡り災害対応を行う必要があるため、国及び構成市町にならい、今回新たに加えるものであります。その内容は、管理職手当を受けている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法における休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に、勤務1日につき10,000円を超えない範囲において規則で定める額を支給するものであります。次に、21ページ第26条期末手当から25ページ第29条勤勉手当は期末手当、勤勉手当の支給に関する規定でございます。今回給与条例に新たに盛り込んだ部分でありまして、文言及び条文を整理しているところはございますが、内容については、改正前の飯塚地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例と同じでございます。

25 ページ第30 条休職者の給与から26 ページ第33 条委任につきましても、文言及び条文を整理しているところはございますが、改正前の給与条例と同じ内容であります。

26 ページをお開き願います。

附則につきましては、第1 項でこの条例は、平成24 年4 月1 日から施行することといたしております。第2 項につきましては、飯塚地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例を廃止する規定であります。第3 項は経過措置を定めたもので、この条例の施行前に改正前の給与条例等でなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものと見なすことといたしております。

第4 項から8 項につきましては、特定職員の減額措置の規定等で改正前の給与条例等の附則と同じ内容でございます。29 ページをお開きください。

第9 項から第11 項につきましては、今回の改正に伴う関係条例の参照条文の改正規定で、第9 項で飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第10 項で飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第11 項で飯塚地区消防組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部改正を行っております。

31 ページから35 ページの別表第1 消防職給料表及び別表第2 行政給料表につきましては、改正は行っておりません。改正前の給料表と同じものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案6 号飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第7 号飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第 7 号飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

議案書 36 ページをお開き願います。

本案は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令、平成 23 年政令 405 号が公布され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術基準が追加され、新たな審査業務が発生することに伴い提出するものであります。

改正の内容につきましては、次ページ以降の新旧対照表でご説明いたします。37 ページをご覧ください。

別表の第 2 の項の 2 の二中、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所というの次に浮き蓋付の特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所、ホにおいて浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所というを加え、同ホ、次ページ 1 から 8 を含みますが、中、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の次に、及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を加えるものであります。

附則におきまして、この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案 7 号飯塚地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第 8 号飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第 8 号飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 40 ページをお開き願います。

本案は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令、平成 23 年政令第 405 号が公布され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことに伴い、関係規定を整備するため提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。42 ページをお開きください。

今回の改正は、本則の附則を改めるものでございますが、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして、施行期日を付し、同項の次に新たに次の 4 項を加えるものであります。

第 2 項につきましては、適用除外規定であります。

今回の政令改正により、新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵し又は取り扱う場所となるもの、以下この項から第 4 項までにおいて新規対象というのうち、第 30 条の 2 第 2 項第 9 号に規定される基準、これは配管の基準ですが、に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が、次に掲げられた

1 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

2 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

という 2 つの基準の全てに適合している場合に限り、適用しないことといたしております。

第 3 項から第 5 項につきましては、経過措置の規定であります。

第 3 項につきましては、新規対象のうち、第 30 条の 2 第 1 項第 16 号イに定める基準、

これは危険物を容器に詰め替える場合の基準ですが、に適合しないものの貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、適用しないこととするものであります。

第 4 項につきましては、新規対象のうち、第 30 条の 2 第 2 項 1 号から第 8 号まで、第 30 条の 3 の 2 第 3 号を除く、又は第 30 条の 4 第 2 項第 1 号、第 10 号及び 11 号を除くに定める基準、これは危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準、屋外貯蔵の技術上の基準及びタンクで貯蔵する場合の技術上の基準を指しておりますが、に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第 2 項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 25 年 6 月 30 日までの間は、適用しないこととするものであります。

第 5 項につきましては、改正政令により新たに指定数量の 5 分の 1 以上、個人の住居で貯蔵



し又は取り扱う場合にあつては、指定数量2分の1以上、指定数量未満の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵し又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならないとするものでございます。

附則におきましてこの条例は、平成24年7月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案8号飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第9号監査委員の選任につき議会の同意を求めることを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長

◎組合長（齊藤 守史）

ただいま上程されました、議案第9号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の44ページをお開き願います。

本案は、識見を有する者から選任した、監査委員の任期が平成24年3月1日で満了したので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、嘉麻市下山田186番地、坂本博繼氏を再任したいので、本議会のご同意を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案9号、監査委員の選任につき議会の同意を求める事を、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

次に、報告第1号専決処分の報告交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解を議題といたします。

報告事項について説明を求めます。

戸畑飯塚消防署長

○飯塚署長(戸畑 廣喜)

報告第1号専決処分の報告交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、ご説明申し上げます。

議案書の46ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に係る損害賠償の額、示談の内容含む、を定めることについて、平成24年1月23日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び48ページの図に記載のとおり、平成24年1月12日(木)午後7時25分頃飯塚市上三緒629番地上三緒第一団地内道路上で、建物火災に出動し消防隊が火災防ぎのため、分隊長と隊員の2名でホースレイヤー、動力付ホース延長用資機材を走行させホースを延長していたところ、駐車している軽乗用の左側フロントバンパーにホースレイヤー左側前輪のシャフト部分が接触し、相手方の車両を損傷させたものでございます。

事故の原因は、消防隊が、水利部署した消防ポンプ自動車と駐車している軽乗用車との間隔が狭いのに係わらず、通過できると判断したため発生したものでございます。

過失割合は消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、44,415円を賠償金として支払うものでございます。

詳細につきましては、47ページ、6交通事故損害額及び負担区分の表に記載のとおりでございます。

なお、消防組合が支払う損害賠償額44,415円は、財団法人全国消防協会より支払われ

ます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

今後は、同種事故の再発防止のため指導の徹底を図って参る所存でございます。

以上、報告第1号の説明を終わります。

○議長（兼本 鉄夫）

報告事項に対する説明が終了しましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

次に、署名議員を指名いたします。

5番 青柳久善議員及び18番 坂平末雄議員を指名いたします。

以上をもちまして、議事日程の全てを終了いたしましたので、平成24年第1回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

●出席及び欠席議員

( 出席議員 18名 )

1番	兼本鉄夫	12番	小幡俊之
2番	豊一馬	13番	梶原健一
3番	田中秀哲	14番	上野伸五
4番	天野高行	15番	吉田健一
5番	青柳久善	16番	八児雄二
6番	森裕治	17番	松延隆俊
7番	藤伸一	18番	坂平末雄
8番	田中政喜	19番	北富敬三
9番	宮原由光	20番	吉永雪男
11番	道祖満		

( 欠席議員 1名 )

10番 嶋田尋美

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	池永昌直
〃	上尾雄一
〃	脇坂義信

●説明のため出席した者

組合長	齊藤守史
副組合長	松岡賛
副組合長	井上利一
会計管理者	新井俊孝
消防長	和田幸和
総務課長	鬼丸徳寿
予防課長	井原眞次
予防課長補佐	高山生爾
警防課長	長野文彦
警防課長補佐	大谷繁憲
飯塚消防署長	戸畑廣喜
飯塚署副署長	大塚正道
山田消防署長	吉松信之
桂川消防署長	池田政治
総務課会計係長	篠崎太望
総務課会計係	和多良